

古物営業法施行規則が一部改正されました。

改正内容

- 古物営業法では、古物商に対して「取引の相手方の本人確認義務」「取引時の帳簿等への記載義務」を課している一方、1万円未満の取引においては当該義務を免除。

※現行規定上の対象物品 …… オートバイ、コンピューターゲームソフト、CD・DVD類、書籍

金属窃情勢を踏まえ、今回の改正で、以下の金属製物品について、取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等の対象となります。

電線



グレーチング
(金属製のものに限る。)



エアコンディショナーの室外ユニット
及び電気温水機器のヒートポンプ

